

議案第13号

倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規程

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中

		教育企画総務課	総務係、経理係	を
--	--	---------	---------	---

		教育企画総務課	総務係、経理係	に改め、同表学校教育部
		教育ICT推進課		

の部保健体育課の項中「学校給食係」を「学校給食係、給食施設整備係」に改める。

第7条第3項の表を次のように改める。

所属	課長主幹	主幹	主任
人権教育推進室	指導担当	指導	指導
教育ICT推進課	指導	指導	指導
学校教育部	学事課	学事担当	学事
	指導課	指導担当	指導
	保健体育課	指導担当	指導
生涯学習部	生涯学習課	青少年対策担当	青少年対策担当

第10条中第21号及び22号を削り、第20号を第22号とし、第10号から第19号までを2号ずつ繰下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関すること。

(11) 高等学校の再編整備に関すること。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(教育ICT推進課の事務分掌)

第10条の2 教育ICT推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の情報化の総括に関すること。
- (2) 教育委員会の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。
- (3) 教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理に関すること。
- (4) 教育委員会におけるICT環境の整備に関すること。
- (5) 学校におけるICT教育の推進に関すること。
- (6) その他教育委員会の情報化に関すること。

第12条生涯学習課の事務分掌中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 社会教育施設の再編整備に関すること。

第18条の表教育企画総務課の項を削る。

第19条第1項の表情報学習センターの項を削り、同条第3項の表情報学習センターの項を削る。

第20条の2を削り、第20条の3を第20条の2とし、第20条の4を第20条の3とし、第20条の5を第20条の4とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

行政組織改正に伴い規定を整備するため、また、幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関する事務及び高等学校の再編整備に関する事務を教育企画総務課の事務分掌に追加すること並びに社会教育施設の再編整備に関する事務を生涯学習課の事務分掌に追加するため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）新旧対照表

新				旧				
(事務局の組織)				(事務局の組織)				
第6条 事務局に次の部、室、課及び係を置く。				第6条 事務局に次の部、室、課及び係を置く。				
(事務局の組織)								
部	室	課・室	係	部	室	課・室	係	
	人権教育推進室				人権教育推進室			
		教育企画総務課	総務係、経理係			教育企画総務課	総務係、経理係	
		教育ＩＣＴ推進課						
		教育施設課				教育施設課		
学校教育部		学事課		学校教育部		学事課		
		指導課				指導課		
		特別支援教育推進室				特別支援教育推進室		
		保健体育課	保健体育係、 <u>学校給食係</u> <u>教育施設整備係</u>			保健体育課	保健体育係、 <u>学校給食係</u>	
		生涯学習課				生涯学習課		
生涯学習部		文化財保護課				文化財保護課		
(事務局の職制)								
第7条 事務局に教育次長を、部に部長を、室に室長を、課に課長を、係に係長を置く。				第7条 事務局に教育次長を、部に部長を、室に室長を、課に課長を、係に係長を置く。				
2 前項に定める職のほか、参事、次長、副参事、課長代理、課長主幹、課長補佐、主幹、主任及び副主任を置くことができる。				2 前項に定める職のほか、参事、次長、副参事、課長代理、課長主幹、課長補佐、主幹、主任及び副主任を置くことができる。				

3 次の表の左欄に掲げる課に専門的に特定の事務を処理させるため、必要に応じて右欄に掲げる課長主幹、主幹、主任及び副主任を置く。

所属	課長主幹	主幹	主任
人権教育推進室	指導担当	指導	指導
教育ＩＣＴ推進課	指導	指導	指導
学校教育部	学事課 指導課	学事担当 指導担当	学事 指導
	保健体育課	指導担当	指導
生涯学習部	生涯学習課 担当	青少年対策 担当	青少年対策 担当

4 必要に応じて前3項に定める職以外の職(次条において「主事等」という。)を置く。

(教育企画総務課の事務分掌)

第10条 教育企画総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政全般の企画調整に関すること。
- (2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。
- (3) 陳情、請願及び広報に関すること。
- (4) 教育委員会規則、規程等に関すること。
- (5) 公告式に関すること。
- (6) 審査請求に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。
- (9) 学校園の施設の跡地利用に係る総合調整に関すること。
- (10) 幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関すること。
- (11) 高等学校の再編整備に関すること。

3 次の表の左欄に掲げる課に専門的に特定の事務を処理させるため、必要に応じて右欄に掲げる課長主幹、主幹、主任及び副主任を置く。

所属	課長主幹	主幹	主任	副主任
人権教育推進室	指導担当	指導	指導	
学校教育部	学事課 指導課	学事担当 指導担当	学事 指導	学事 指導
	保健体育課	指導担当	指導	指導
	生涯学習課	青少年対策 担当	青少年対策 担当	青少年対策 担当

4 必要に応じて前3項に定める職以外の職(次条において「主事等」という。)を置く。

(教育企画総務課の事務分掌)

第10条 教育企画総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政全般の企画調整に関すること。
- (2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。
- (3) 陳情、請願及び広報に関すること。
- (4) 教育委員会規則、規程等に関すること。
- (5) 公告式に関すること。
- (6) 審査請求に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。
- (9) 学校園の施設の跡地利用に係る総合調整に関すること。

- (12) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。
- (13) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関すること。
- (14) 市費職員の給与（諸手当を含む。）及び旅費に関すること。
- (15) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関すること。
- (16) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。
- (17) 会計年度任用職員に関すること。
- (18) 寄附採納に関すること。
- (19) 授業料に関すること。
- (20) 学校の経理に関すること。
- (21) 学校物品の整備に関すること。
- (22) 文書の受発及び保存に関すること。

削除

削除

- (23) その他庶務に関すること。

（教育ＩＣＴ推進課の事務分掌）

第10条の2 教育ＩＣＴ推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の情報化の総括に関すること。
- (2) 教育委員会の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。
- (3) 教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理に関すること。
- (4) 教育委員会におけるＩＣＴ環境の整備に関すること。
- (5) 学校におけるＩＣＴ教育の推進に関すること。
- (6) その他教育委員会の情報化に関すること。

（教育施設課の事務分掌）

- (10) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。
- (11) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関すること。
- (12) 市費職員の給与（諸手当を含む。）及び旅費に関すること。
- (13) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関すること。
- (14) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。
- (15) 会計年度任用職員に関すること。
- (16) 寄附採納に関すること。
- (17) 授業料に関すること。
- (18) 学校の経理に関すること。
- (19) 学校物品の整備に関すること。
- (20) 文書の受発及び保存に関すること。
- (21) 教育委員会の情報化推進の総括に関すること。
- (22) 情報学習センターに関すること。
- (23) その他庶務に関すること。

（教育施設課の事務分掌）

第10条の3 教育施設課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 学校・園その他の教育施設の建築及び營繕に係る計画並びに維持管理に関すること。
- (2) 教育財産（物品を除く。）の処分に関すること。
- (3) 教育財産の実態調査に関すること。
- (4) 教育財産台帳に関すること。
- (5) 学校施設関係国庫補助に関すること。

（学校教育部の事務分掌）

（生涯学習部の事務分掌）

第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育行政の企画に関すること。
- (4) 社会教育施設の再編整備に関すること。**
- (5) 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。**
- (6) 人権教育に関すること。**
- (7) 成人教育及び青少年教育に関すること。**
- (8) 学校施設開放事業に関すること。**
- (9) 社会教育関係団体（子ども会連合会及び婦人協議会を除く。）の指導育成に関すること。**
- (10) 青少年問題協議会に関すること。**
- (11) 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関するこ**

第10条の2 教育施設課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 学校・園その他の教育施設の建築及び營繕に係る計画並びに維持管理に関すること。
- (2) 教育財産（物品を除く。）の処分に関すること。
- (3) 教育財産の実態調査に関すること。
- (4) 教育財産台帳に関すること。
- (5) 学校施設関係国庫補助に関すること。

（学校教育部の事務分掌）

（生涯学習部の事務分掌）

第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育行政の企画に関すること。
- (4) 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。**
- (5) 人権教育に関すること。**
- (6) 成人教育及び青少年教育に関すること。**
- (7) 学校施設開放事業に関すること。**
- (8) 社会教育関係団体（子ども会連合会及び婦人協議会を除く。）の指導育成に関すること。**
- (9) 青少年問題協議会に関すること。**
- (10) 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関するこ**

と。

- (12) 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。
- (13) 青少年育成センターに関すること。
- (14) 少年自然の家に関すること。
- (15) 所管に係る「よい子いっぱいのまち倉敷」の企画及び総合調整に関すること。
- (16) その他青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

(所属)

第18条 教育機関の所属は、次のとおりとする。

所属	教育機関
削除	削除
学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場
学校教育部指導課	教育センター
中央図書館	水島図書館 児島図書館 玉島図書館 船穂図書館 真備図書館

(教育機関の職制)

第19条 次の表の左欄に掲げる教育機関に右欄に掲げる職を置く。

と。

- (11) 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。
- (12) 青少年育成センターに関すること。
- (13) 少年自然の家に関すること。
- (14) 所管に係る「よい子いっぱいのまち倉敷」の企画及び総合調整に関すること。
- (15) その他青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

(所属)

第18条 教育機関の所属は、次のとおりとする。

所属	教育機関
教育企画総務課	情報学習センター
学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場
学校教育部指導課	教育センター
中央図書館	水島図書館 児島図書館 玉島図書館 船穂図書館 真備図書館

(教育機関の職制)

第19条 次の表の左欄に掲げる教育機関に右欄に掲げる職を置く。

教育機関	職
削除	削除
教育センター	館長
学校給食共同調理場	所長

教育機関	職
情報学習センター	館長
教育センター	館長
学校給食共同調理場	所長

2 前項に定める職のほか、課長主幹、所長代理、館長代理、所長補佐、館長補佐、主幹、主任及び副主任を置くことができる。

3 次の表の左欄に掲げる所属に専門的に特定の事務を処理させるため、必要に応じて右欄に掲げる主幹及び主任を置く。

所属	主幹	主任
削除	削除	削除
教育センター	指導	指導

4 必要に応じて前3項に定める職以外の職(次条において「主事等」という。)を置く。

削除

削除

削除

削除

削除

削除

2 前項に定める職のほか、課長主幹、所長代理、館長代理、所長補佐、館長補佐、主幹、主任及び副主任を置くことができる。

3 次の表の左欄に掲げる所属に専門的に特定の事務を処理させるため、必要に応じて右欄に掲げる主幹及び主任を置く。

所属	主幹	主任
情報学習センター	指導	指導
教育センター	指導	指導

4 必要に応じて前3項に定める職以外の職(次条において「主事等」という。)を置く。

第20条の2 倉敷情報学習センター条例(平成5年倉敷市条例第11号)の定めるところにより設置された情報学習センターは、情報学習の支援及び情報教育の推進を図るほか、次の事務をつかさどる。

- (1) **情報学習センターの運営管理に関すること。**
- (2) **情報教育に係る調査、研究、企画立案及び総合調整に関すること。**
- (3) **教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理に関すること。**
- (4) **情報教育に係る教材の収集及び機材の整備計画に関すること。**
- (5) **情報教育に係る指導及び技術の提供に関すること。**
- (6) **情報教育に係る研修会等の開催に関すること。**

削除

第20条の2 倉敷教育センター条例（平成5年倉敷市条例第12号）の定めると
ころにより設置された教育センターは、教職員の研修、幼児教育、特別支援
教育及び適応指導等、本市の教育の振興を図るほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育センターの運営管理に関すること。
- (2) 教育関係機関、施設、団体等の協力体制のための連絡、調整に関するこ
と。
- (3) 各学校との情報ネットワーク化による情報、資料の収集、提供に関する
こと。
- (4) 教育に関する調査、研究及び教育関係職員の研修に関するこ
と。
- (5) 情報処理教育等の研修、学業、性格、進路等生徒指導に関するこ
と。
- (6) 幼児の親に対する育児、就園、就学相談に関するこ
と。
- (7) 幼児教育に関する調査、研究及び研修に関するこ
と。
- (8) 障害児の就学、進路指導等の相談に関するこ
と。
- (9) 障害児の検査、診断の実施及び早期治療、訓練法等の相談に関するこ
と。
- (10) 不登校児童生徒に対する相談、指導、自立援助に関するこ
と。
- (11) 倉敷教育センター運営委員会に関するこ
と。

第20条の3 倉敷科学センター条例（平成5年倉敷市条例第13号）の定めると
ころにより設置された科学センターは、科学技術について資料を収集、保管、
展示し、又プラネタリウムの上映など天体学習を実施するとともに、その調
査研究及び指導育成を行い創造性豊かな青少年の育成に関する業務のほか、
次の事務をつかさどる。

- (1) 科学センターの運営管理に関するこ
と。
- (2) 入館料等の処理及び物品調達、処分に関するこ
と。
- (3) 展示、催事の技術的業務に関するこ
と。

(7) 倉敷情報学習センター運営審議会に関するこ と。

第20条の3 倉敷教育センター条例（平成5年倉敷市条例第12号）の定めると
ころにより設置された教育センターは、教職員の研修、幼児教育、特別支援
教育及び適応指導等、本市の教育の振興を図るほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育センターの運営管理に関するこ
と。
- (2) 教育関係機関、施設、団体等の協力体制のための連絡、調整に関するこ
と。
- (3) 各学校との情報ネットワーク化による情報、資料の収集、提供に関する
こと。
- (4) 教育に関する調査、研究及び教育関係職員の研修に関するこ
と。
- (5) 情報処理教育等の研修、学業、性格、進路等生徒指導に関するこ
と。
- (6) 幼児の親に対する育児、就園、就学相談に関するこ
と。
- (7) 幼児教育に関する調査、研究及び研修に関するこ
と。
- (8) 障害児の就学、進路指導等の相談に関するこ
と。
- (9) 障害児の検査、診断の実施及び早期治療、訓練法等の相談に関するこ
と。
- (10) 不登校児童生徒に対する相談、指導、自立援助に関するこ
と。
- (11) 倉敷教育センター運営委員会に関するこ
と。

第20条の4 倉敷科学センター条例（平成5年倉敷市条例第13号）の定めると
ころにより設置された科学センターは、科学技術について資料を収集、保管、
展示し、又プラネタリウムの上映など天体学習を実施するとともに、その調
査研究及び指導育成を行い創造性豊かな青少年の育成に関する業務のほか、
次の事務をつかさどる。

- (1) 科学センターの運営管理に関するこ
と。
- (2) 入館料等の処理及び物品調達、処分に関するこ
と。
- (3) 展示、催事の技術的業務に関するこ
と。

- 10
- (4) 機器操作及び管理に関すること。
 - (5) 各種委員会、催事の企画に関すること。
 - (6) 展示、管理、ソフト制作の企画に関すること。
 - (7) 展示、整理、保管、研究、収集の管理運営に関すること。
 - (8) 催事の企画及び実施運営に関すること。
 - (9) 広報宣伝、出版、館外組織との連携、勧誘活動に関すること。
 - (10) 科学調査、研究資料に関すること。
 - (11) 開催教育の指導、クラブ及び同好会の育成に関すること。
 - (12) 倉敷科学センター協議会に関すること。
 - (13) 真備天体観測施設に関すること。
 - (14) 旧倉敷天文台スライディングルーフ観測室に関すること。

第20条の4 倉敷埋蔵文化財センター条例（平成5年倉敷市条例第14号）の定めるところにより設置された埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財を保護、保存するとともに、埋蔵文化財保護思想の普及を図り、市民の教育文化の向上に関する業務のほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 埋蔵文化財センターの運営管理に関すること。
- (2) 埋蔵文化財センターの所蔵する資料の利用に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (4) 埋蔵文化財の展示及び講座に関すること。
- (5) 法令等に基づく開発の事前協議に関すること。
- (6) 倉敷市文化財保護審議会に関すること。

- (4) 機器操作及び管理に関すること。
- (5) 各種委員会、催事の企画に関すること。
- (6) 展示、管理、ソフト制作の企画に関すること。
- (7) 展示、整理、保管、研究、収集の管理運営に関すること。
- (8) 催事の企画及び実施運営に関すること。
- (9) 広報宣伝、出版、館外組織との連携、勧誘活動に関すること。
- (10) 科学調査、研究資料に関すること。
- (11) 開催教育の指導、クラブ及び同好会の育成に関すること。
- (12) 倉敷科学センター協議会に関すること。
- (13) 真備天体観測施設に関すること。
- (14) 旧倉敷天文台スライディングルーフ観測室に関すること。

第20条の5 倉敷埋蔵文化財センター条例（平成5年倉敷市条例第14号）の定めるところにより設置された埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財を保護、保存するとともに、埋蔵文化財保護思想の普及を図り、市民の教育文化の向上に関する業務のほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 埋蔵文化財センターの運営管理に関すること。
- (2) 埋蔵文化財センターの所蔵する資料の利用に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (4) 埋蔵文化財の展示及び講座に関すること。
- (5) 法令等に基づく開発の事前協議に関すること。
- (6) 倉敷市文化財保護審議会に関すること。

倉敷市行政組織改正

令和4年2月

令和4年度 倉敷市行政組織改正 基本方針

1 福祉に関する包括的な相談・支援体制の強化

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮など複合的な課題を抱える相談に対して、関係機関が連携して対応していく体制を強化するため、調整機関として、保健福祉局保健福祉推進課に「福祉支援連携室」を新設する。

2 倉敷市農業振興ビジョンに沿った農業振興施策の効果的な推進

倉敷市第七次総合計画の個別計画として新たに策定した、「倉敷市農業振興ビジョン」に沿った農業振興施策の効果的な推進や、水産・林業への取組を強化するため、文化産業局農林水産部農林水産課の4つの係を、「農業振興係」「水産林務係」「地産地消推進係」に再編する。

3 ボートレース事業の経営基盤強化とファンサービスの充実

- ・ボートレース事業の中長期的な経営基盤強化に向けた取組を推進するため、「ボートレース管理課」を「経営管理課」に改称し、3つの係を「経営企画係」「施設管理係」に再編する。
- ・ボートレースの開催運営に関する業務を一元的に行うとともに、ファンサービスに関する業務を集約して質の向上を図るため、「ボートレース事業課」を「開催運営課」に改称し、係を「開催業務係」「ファンサービス係」に再編する。

4 教育委員会におけるICTの活用推進

GIGAスクール構想の実現に向けたICTの活用推進による学校教育のICT化への取組や、生涯学習施設を含めた教育委員会全体のICT環境の整備を推進していくため、教育委員会教育企画総務課「情報学習センター」を課長級組織に格上げするとともに、「教育ICT推進課」に改称する。

5 学校給食調理場の計画的な更新・整備

老朽化が進む市内の学校給食調理場を計画的に更新・整備する体制を強化するため、教育委員会学校教育部保健体育課に「給食施設整備係」を新設する。